

利用者負担額の国制度への対応について  
～東村山市保育所の利用者負担に関する条例の一部改正～

1 改正の趣旨

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）及び子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和元年政令第17号）の制定に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

3歳以上児の教育・保育給付認定子どもの利用者に係る利用者負担額を零とするもの。

3 施行日

令和元年10月1日から施行とする。